

【条例の目的】

・豊かな森林で長年蓄えられた大山の恵みである地下水の保全をはかる

県内2例目！ 地下水を守る条例制定

総務委員会 質疑

- 【問】昔からある井戸も対象になるのか。
- 【企画情報課長】家庭用では該当するものはない。
- 【問】採取量の規制がない。開発行為はどうか。
- 【企画情報課長】地元の理解、条例に合えば問題ない。
- 【問】農業用に設置している人も、水量測定器を付けるのか。
- 【企画情報課長】大きな施設には付けてもらう。
- 【問】試掘調査はどんな調査か。
- 【企画情報課長】周辺の影響調査。

【ミネラルウォーターの都道府県別生産数量】

(2011年 日本ミネラルウォーター協会調べ)

| | | | |
|----|-----|--------|---------------|
| 1位 | 山梨県 | 約88万KL | (全国シェア 33.9%) |
| 2位 | 静岡県 | 約50万KL | (全国シェア 19.2%) |
| 3位 | 鳥取県 | 約31万KL | (全国シェア 11.9%) |
| 4位 | 兵庫県 | 約16万KL | (全国シェア 6.2%) |



総務委員会での議論

- 【委員】この条例は、水をビジネスにする人だけでなく、農業者にもあてはまる。
- 【委員】協働して、限りある地下水の保全をはかることが大事だ。
- 【委員】条例には、どの程度の調査をするのか詳しく書いてない。
- 【企画情報課長】水を採用するには、許可基準すべてに合致が必要。農業用水も一定規模以上は申請が必要になる。
- 【委員】試掘井戸の規定がない。
- 【委員】周りの井戸に影響があれば使えない。しかし、正確な調査をすると多額の費用がかかる。
- 【委員】実際に、周りの井戸に影響が出るかどうか、行政で判断できるのか。
- 【企画情報課長】手続きをしないで井戸を掘ると問題だが、通常の手続きをすれば成り立つ。
- 【委員】新たに農業参入する人には金銭面でブレーキをかけることにならないか心配。
- 【委員】すでに商売をしている人は、水道料金を払って営業をしている。公平感を保つためには、この条例が必要になる。
- 【委員】許可採取者は、口径の大きな規模の井戸という前提がある。

本会議での採決で...

原案通り
全会一致で
可決

【条例の施行】

・平成24年7月1日から施行されます。
現在、井戸を使用している方は、企画情報課までお問い合わせください。